

(仮称)川崎ウィンドファーム事業の白紙撤回について

◆川崎町における陸上風力発電事業計画に係る「第一種事業の廃止等通知書」を提出するとの報告を受けて

令和4年7月29日(金)13時、川崎町役場に関西電力株式会社多田隆司執行役常務等が来庁され、『川崎町で計画していた風力発電事業を取りやめる』との報告がありました。

今回の経験を踏まえ、川崎町は、令和3年4月1日より施行している「川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の改正に向けて、取り組んでまいります。言うまでもなく、我々の生活には、電気が必要不可欠です。国は、電力のひっ迫が叫ばれている中、2050年までに「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針を示しています。必然的に、今まで以上に再生可能エネルギー発電の重要性が高まることとなります。そのため、川崎町においては、「再生可能エネルギーを用いた発電施設は建設できない。」という一方的な規制ではなく、住民も事業者も双方が納得できるような条例改正を目指してまいります。具体的には、事業開始の前に住民説明会の開催を義務付けたり、事業ができない禁止区域を設けたりする等、今回いただいた様々なご意見も加味しながら、条例改正に向けて手続きを踏んでまいります。

さて、私は関西電力(株)が開催した事業説明会8回のうち、7会場に出向き説明を聞いてまいりました。事業予定者の説明する姿勢や資料を見て、「町民の皆様にご理解していただく。」という努力が足りなかったのではと感じております。

私も今回の経験により今まで以上に、町民の皆様との会話や、わかりやすく・しっかりした資料を基にした丁寧な説明が重要であることを再認識いたしました。

引き続き、丁寧な行政運営に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「景観が悪くなる。土砂災害や健康被害が心配。」といった、数多くのご意見を集めていただいた方々に対し感謝を申し上げます。

令和4年8月1日

川崎町長 小山 修作